

リッチモンド新聞社事件判決（一九八〇年七月二日）

Richmond Newspapers, Inc. v. Commonwealth of Virginia

〔要約〕

殺人被告事件の第四回目の事実審理の冒頭において（第一回目の事実審理における陪審員の評決は控訴審において破棄され、第二回目、第三回目の事実審理はいずれも中止となった）、ヴァージニア州事実審裁判所は、被告弁護士から裁判の公開を禁止する申立てを受け、検察官および本件上告人いずれからも異議の提出がなかったところ、右申立てを認容した。上告人は新聞社および同社の記者二名である。弁護士は裁判非公開申立の理由として、「事実審休廷中に、誰がどのように証言したかという情報が流布されては困る」と述べた。しかし、その同日、審理終了後事実審裁判官は、上告人からの非公開決定取消申立について口頭弁論を開催した。上告人代理人は、裁判非公開を認める為には憲法上の要求として、裁判非公開が被告人の権利を守る唯一の手段であることを裁判所が認定しなければならぬと

甲第2号証文

主張した。しかし、事実審裁判官は上告人の申立を棄却し、その理由として、被告人の権利が何らかの点で侵害されており非公開によってもその他の権利が犠牲にされないと判断するときには裁判の非公開が必要である、と述べたうえ、「報道人および一般人の傍聴を禁止し」て事実審を継続することを命じた。翌日、裁判所は被告からの検察官提出証拠の排除申立を認容し、陪審評決を不要としたうえで、被告人の無罪を言い渡した。その後、同裁判所は上告人からの不服手続開始の申立を認容したがヴァージニア州最高裁判所は、上告人の非公開命令執行禁止申立を却下し、非公開命令に対する控訴棄却した。

原判決を破棄する。

〔判決理由〕

原判決を破棄する。

バーガー長官は、ホワイト判事とステイブンス判事がこれに同調して、刑事裁判手続に出席する一般人および報道人の

権利は修正一条および修正一四条が保証する憲法上の権利であると結論した。他の利益が犠牲にされる旨の明確な事実認定がない限り、刑事裁判手続は公開されねばならないとした。

(a) アングロアメリカンの司法制度における刑事裁判手続の発展に関する歴史的証拠によれば、我が国が組織的な法体系を採用した時からこの方、我が国および英国における刑事裁判は原則として公開とされ、公開によって、手続がすべての関係者に対し公正に遂行され偽証、当事者の非行、あるいは隠された偏見や差別に基づく判決の抑止が保証されてきたことが明白に立証されている。加えて、公開裁判の顕著なコミュニティ治療効果も認められている；ショックな犯罪が発生すると、コミュニティの過剰な反応や公衆の抗議がしばしばこれに引き続く、そしてその後、司法の公開手続が、コミュニティの関心、敵意、感情に対し捌け口を提供して、その重要な予防的機能を果たすことになるのである。これらが有効に機能する為には、刑事裁判手続の「正義の外観」が保証されることが重要であり、この為の最善の方法は一般人が手続を監視することを認めることにある。数世紀前から今日まで説得力ある根拠を

有する上記の一貫し、疑問の余地のない歴史を踏まえる以上、裁判公開の原則は我が国の司法制度における刑事裁判の本質に内在しているものと結論せざるを得ない。

(b) 言論、報道、出版の自由は、修正一条により明示的に保証されているが、それら自由に共通な核心的目的は国家の活動に関する事柄についての情報の自由を保証することにある。言論および報道の自由を保証する修正一条は、これら明示された自由の必須の前提として総ての人々に裁判手続に出席する権利を保証していると解釈される；修正一条の保証する情報およびアイデアを受け取る権利は、裁判手続の文脈においては、言論および出版の自由の保証として、修正一条の制定時以前から長きにわたって公衆に開かれ続けてきた裁判所の扉を国家機関が即決によって閉じることを禁止することにある。さらに、集会の自由も関連する。集会の自由は独立した権利としてのみなら

ず、憲法起草者が集会の自由にあらかじめ結合せしめた修正一条の他の権利の自由な行使を増大させる為の触媒とも看做される。裁判の法廷は、一般公衆および報道メディアの代表者が出席する権利を有する場所であり、かつこれらの人々の出席こそが、そこで為されている事柄の尊厳と質を高めるものであると歴史的に認められてきた場所なのである。

(c) たしかに憲法において刑事手続に出席する公衆の権利を明示した条項が存在してはいないが、明示された各基本的人権の行使にとって不可欠なものと認められる多様な基本的人権が明示的条項がなくても存在している。刑事裁判に出席する権利は修正一条が黙示的に保証する権利である；人民が数世紀にわたり行使してきた刑事手続への出席の自由が保証されないときは、言論と出版の自由の重要な部分が骨抜きにされることになる。

(d) 本件における非公開決定に関していえば、当該事実審理が被告人にとって四回目のものであった事実にかかわらず、事実審裁判官は非公開を基礎付ける何らの事実認定もしなかった。公正な裁判を保証する為のその他の代替措置が存在するかどうかの検討すら為されていない、公衆あるいは報道人が法廷に出席する権利が憲法上の権利であるとの認定もない、（非公開の代替措置として）証人を法廷から排除したり事実審の間証人を隔離することによって証言に関する問題を解決することができなかったか、または不適當な情報から陪審員を保護する為には陪審員を隔離することによって十分でなかったかなどについては検討の端緒さえみられない。

ブレナン判事は、マーシャル判事の同調を得て、修正一条は修正一四条を介して州に対して適用されることにより、裁判手続に対する公衆のアクセスを保証するものであり、事実審裁判官と訴訟当事者との合意にのみで裁判の公開を禁止することは憲法上許されない。歴史的にも機能的にも、公開法廷は、陪審裁判の基本的手続の発展に密接に関連しており、手続上の権利が尊重され司法が平等に執行されていることを公衆に保証し、

司法権力の濫用を抑止し、事実審理の正確な事実認定を補助することより、我が国の法制度における構造的な重要性を担っていると結論した。さらに、問題となっているヴァージニア州法が裁判の非公開を裁判官と訴訟当事者の裁量に委ねている以上それ自体で違憲であるから、本件においては公開原則を制約するに足る重要な利益は何かということについて検討する必要はないと結論した。

スチュワート判事は、修正一条および修正一四条は明確に報道人ならびに公衆に対し刑事のみならず民事の法廷に対するアクセスの権利を付与している；これは絶対的な権利ではなく、色々な考慮によって法廷の傍聴の制約が正当化される場合がある；しかし、本件では事実審裁判官は、報道人あるいは公衆の法廷に出席する権利の存在を認めていない。

〔本文〕

バーガー長官は、裁判所の判決を言い渡すとともに、意見を述べこれにホワイ
ト判事ならびにステイブンス判事が同調した。

本件における問題点は、公衆および報道の刑事法廷に出席する権利は合衆国憲法の保証するところかどうかということである。

I

一九七六年三月、一九七五年十二月二日刺殺死体で発見されたホテル支配人の殺害の容疑でステイブンスンという人物が起訴された。一九七六年七月ただちに事実審理が行なわれステイブンスンはヴァージニア州ハノーバー郡巡回裁判所において第二級殺人罪で有罪と認定された。ヴァージニア最高裁判所は、一九七七年一二月、ステイブンスンのものと主張された血痕付のシャツが違法に証拠として採用されたとし有罪判決を破棄した。

ステイブンスンは、再度事実審理にかけられた。この第二回目の事実審理は、審理開始後陪審員の一人が辞意を表明しその後の補充ができなかった為一九七八年五月三〇日中止となった。

第三回目の事実審理は、同じ裁判所で一九七八年六月六日に開始したが、これも中止となってしまった。理由は、陪審員候補者の一人がステイブンスン事件の全回の審理についての新聞報道を読みその内容を事実審理が始まる前に他の陪審員候補者に話したことによるものようであった。

一九七八年九月一日から、ステイブンスンは同じ裁判所で第四回目の事実審理にかけられた。審理開始の時に法廷に出席していたのは上告人リッチモンド・ニュースペーパー社のウィーラーおよびマカーシーの両記者であった。審理開始前に、被告弁護人は裁判非公開を申立てた。

「この女性は、前の審理の時にも被害者の家族とともに傍聴していました。本法廷からは総ての人を排除したいのです。休廷中に、誰がどのように証言したかに関する如何なる情報も伝達されることがないようにしたいのです。」と。

以前の三つの事実審のうち二つを担当していた事実審裁判官は、検察官において法廷を非公開とすることについて異議があるかを尋ねた。検察官は、なんらの異議がないこと、裁判所の裁量に委ねることを返答した。ヴァージニア州法の一九・二―二六六に依拠しつつ、裁判官は次のように命令した：「この州法は、特に裁判官に権限を与えており、被告は申立をしている。」「法廷から証言台に立つ証人を除く総て他の者を排除する」と。訴訟記録は、この非公開命令に対して当時出廷していた上告人ウィーラーおよびマカーシーを含む誰からも異議が提出されたことを記録していない。

しかし、同日のその後、上告人は非公開命令取消申立の為の口頭弁論を求めた。裁判官はこれを認め、その日の審理終了後に口頭弁論を行うと決定した。弁論が開始すると、裁判所は、この弁論も被告事件の事実審理の一部であると認定したうえで、記者達に退廷を命じ、記者達はこれに従った。

口頭弁論の終り近くに上告人代理人は、非公開決定の前になんら証拠に基づいた事実認定が為されなかったことを指摘しかつ裁判所は裁判の公正を担保する目的で他のより犠牲の少ない代替措置を採ることの検討を怠ったと主張した。上告人代理人は憲法上の要請により非公開決定の前には裁判所は被告人の権利がその他の手段によっては保護され得ないことを認定しなければならぬと弁論した。ステイブンスンの弁護人は本件がステイブンスンにとって四回目の事実審理であると指摘し、「陪審員相互間における情報についての困難な問題」に言及したうえ、弁護人として「情報が漏洩しないよう望み」、情報が報道機関によっておそらく誤って公表され陪審員の目にとまることがないよう望むと主張した。被告弁護人は、これらの考慮、加えて「コミュニティヒが小さい」ということから、非公開決定が適切であると弁論した。

事実審裁判官はまず被告弁護人が、同日の朝にも同様の主張をしたことを認め、たうえで「本法廷事件において考慮しなければならぬいま一つの点は、法廷の

配置である。当裁判官は公衆を法廷に出席させせることは陪審員に悪影響を及ぼすと思う。現在の法廷においても傍聴人が出席することがあるとしても、そのことは本事件においても出席させても良いという理由にはならない。裁判所の新庁舎が完成すれば、傍聴人は陪審員の目にとまらないところで出席できるようになる。そうなれば、現在の裁判所の規則も変更され得るであろう。」

検察官は、ここでも意見の提出を差し控えた。裁判所は、次のように結論した。「被告の権利がなんらかの点において侵害され、被告弁護人が非公開の申立をしそれが他の人々の総ての権利を完全に犠牲にしないものである以上、被告弁護人の申立に賛成したくなる。」

裁判所は非公開決定取消の申立を棄却し、「報道人および一般公衆」を排除して翌日の朝から事実審理を継続する旨を命令した。

翌日再開された事実審理で何が起きたかについては、一九七八年九月一二日付の裁判所の次の命令により明らかにされた、

「陪審員の出廷しないときに被告弁護人は審理中止宣言の申立を提出した。同申立に対する決定は留保された。ヴァージニア州側の立証が終了した時点で被告弁護人は、訴訟記録記載の理由により州提出証拠の排除を申立て裁判所は右申立を認容した。そこで陪審員が解任され裁判所は被告人対し起訴事実につき無罪、

ただちに釈放される旨を判決した。」

一九七八年九月二七日事実審裁判所は上告人がステイブンスン事件につき利害関係人として申立た事後審理の申立を認容した。上告人は右認容を受けてヴァージニア州最高裁判所に対して非公開命令執行停止の申立および事実審裁判所の非公開命令に対する控訴を提出した。一九七九年七月九日ヴァージニア州最高裁判所は上告人の非公開命令執行停止申立を却下し、非公開命令に対する控訴棄却した。

上告人はそこで上告ならびに上告受理手続に基づく当裁判所の審理をもとめた。当裁判所は管轄の存否についての判断を本案の口頭弁論以降まで留保することにした。当裁判所の結論によれば、上告人らに適法な上告理由はないが、上告受理事件として当裁判所が審理対象とすることにした。

上告人が出席を求めている刑事事件そのものは、ずっと以前に終了してしまっている。本件については訴えの利益がないという指摘もある。しかし、当裁判所は、審判の対象となっている事案がその性質上短期間に終了してしまうものであるときは実際上の争点が解消したとしても必ずしも当裁判所の管轄が喪失す

るものではないことを繰り返して認めている。背後にある争点が「たとえ事後審理を逃れえたとしても、繰り返し発生し得る」ものである時は、訴えの利益が喪失されるといふことはない。ヴァージニア州最高裁判所は控訴を棄却しているのである。他の法廷においても他の裁判官が本件の訴訟記録に記録された事実以上の事実を示すことなく非公開命令を発することが合理的に予見できる。刑事裁判は特に短期間の内に完了してしまい非公開命令は「事後審理を逃れ、あるいは少なくとも当裁判所の審理を逃れ」やすいものである。よって当裁判所は本案について判決する。

I I I

A

憲法修正一条は、修正一四条とともに、政府が「言論または報道の自由、あるいは人民が平穩に集会する権利、および政府の非行に不服を申し立てる為お請願をする権利を制限する」ことを禁じている。

これら明示的に保証されている自由はそれらに共通な核心的目的として、国家の活動に関する事柄についての情報伝達の自由を保証している。刑事裁判が行なわれる手続に比べて人民にとってより深い利害関係を有しあるいは重要性を有するような国家活動を指摘することは困難なこと明白である。前述したとおり、こ

の点の認識は、公開裁判の歴史と当裁判所の意見において全面的に貫徹されていた。

権利章典は、公開裁判の原則の長い歴史を背景に制定されたものである。法廷に対する公共のアクセスは、その当時手続自身の重要な側面であると看做されていた。「法廷への出席を希望する総ての人々の面前で」手続が進行されることは「イギリスの自由政体にとっての評価し得ない優越性」であると看做されていた。言論および報道などの自由を保証することにより、修正一条は総ての人が法廷に出席する権利を保証しているものと解されねばならない。このように解することよりはじめて、これらの明示的な保証に意味あるものとされるのである。「修正一条は言論および個人の自己表現を保護するのみならず、すすんで、政府が公衆がその表現を形つくる為の資料とする情報の流通を制限することをも禁じている。」言論の自由は同時に聴取する自由を伴っている。このことの裁判手続における意味は、修正一条による言論・報道の自由は、修正一条の制定時以前から長きにわたって公衆に開かれ続けてきた裁判所の扉を国家機関が即決によって閉じること禁止することにある。「修正一条は曖昧に語ってゐるのではない。それは

、社会の自由の文脈においては、明示の規定が許容する最大の範囲において自由の保証を命じているものと解されねばならない。」

刑事裁判は聴取され、見聞されそしてその観察内容を伝達されるべきものであってこれに出席する権利をもって「アクセス権」と表現し、あるいは「情報を受け取る権利」と表現するとしても本質的な違いはない。なぜなら「情報入手することの保護なくしては報道の自由は骨抜きとなる」というのが当裁判所の認めるところであるからである。法廷において何が起きたかについて言論し公表する権利を保証する明示の保証規定は、もし法廷が本件のように自由裁量により非公開とされてしまうことがあればその意味を失うこととなってしまふ。

D

本ステイブンスン事件において法廷に出席する公衆の権利は憲法上保証された権利であることは上記のとおりであるが、上告人が不服を申立てている非公開命令について検討する。・・・この事実審理は被告人にとって四回目のものであったにもかかわらず、事実審判官は非公開を基礎付ける何らの事実認定もしなかった；公正な裁判を保証する為のその他の代替措置が存在するかどうかの検討すら為されていない；公衆あるいは報道人が法廷に出席する権利が憲法上の権利であるとの認定もない；・・・（非公開の代替措置として）証人を法廷から排除したり事実審の間証人を隔離することによって証言に関する問題を解決することができなかつたか、または不適當な情報から陪審員を保護する為には陪審員を隔離することによって十分でなかつたかなどについては検討の端緒さえみられない。これら総ての代替措置はたしかに事実審裁判所に難しい問題を齎すであろう、しかしいずれの代替措置も採用することが不可能なものではなかつた。事実認定において何等より重要な法益が明らかにされていない以上、本件刑事裁判は公開にされるべきであった。よって原判決は破棄されるべきである。

原判決破棄。

ブレナン判事は判決に同意し、以下の意見を述べこれにマーシャル判事が同調した。

II I

。刑事被告人が公正な裁判を受けそして有罪無罪の正しい判決が為されることを

保証しよと努力している司法制度において、公開法廷は根本的な役割を果している。しかし、司法を含む政治組織の観点からは、法廷手続は他のより政治的で広汎な目的に奉仕しており、公共のアクセスもこれらの目的を増進している。この点において法廷へのアクセスは特別の構造的意義を担っているものである。

法廷は、「司法（ジャスティス）」は外見においても正義（ジャスティス）でなければならぬ」という「コモン・ロー」に深く根ざしている観念」を充足する手段である。文明は生存と繁栄を可能にする秩序ある自由の原則を基礎としているのであるから、これに属する人々は、自分達が平等に取り扱われているとの確信を共有する必要がある。この必要が、政府による正当な補償ない収用を禁じあるいは法の下での平等を規定した憲法の条項を基礎付けている。また市民への法の公正な適用を証拠だてるような司法制度の存在を要求している。法廷の一つの重要な役割は、手続的保証のもとで法の支配を尊重しつつ運営されながら、ここにいう法の公正な適用を証拠立てることにある。

秘密主義は、この裁判手続の目的にとって有害である。公開法廷は公衆に対し手続的権利が尊重されそして司法が平等に運用されていることの確信を与える。非公開法廷は偏見と恣意の疑惑を増殖し、法に対する不敬を生む。したがって法廷裁判の目的が司法の運営に対する公衆の信頼を確保することにある以上、公衆のアクセスは本質的に重要である。しかし、法廷は紛争を解決し権利を保護すること

を証拠立てる単なる手段以上のものである。それは、司法手続全般の中の中核であり、さらには、我々の政府形態の中核でもある。我々の政治体制においては、裁判官は単なるアンパイアではなく、その身分において、法の創造者であり、行政府の同格者である。個々の事件が当事者間の紛争に関してありあるいは一定の起訴行為に関するものであっても、裁判所の判断は社会の構成員全体に対し公的かつ事実的な効果を及ぼすものである。さらに、裁判官は憲法上の権利を解釈し保証するという極めて重要な役割について責任を負っている。したがって、裁判手続が司法による事実認定手続であるとともに法的判断の前提となる議論の場である限り、それは真正銘の国家手続である。

したがって、裁判手続の内容が公共の利害に関わることであるとは誰の目にも明らかである。より重要なことは、法廷への公衆のアクセスは、われわれの政治体制における他のチェック・アンド・バランスの機構と同様に、重要なチェック機能を果す。「総ての刑事裁判手続が公共の議論の場に晒され同時に審査されている」ということの認識は、司法権力の濫用に対する効果的な抑制である。多く

の場合、濫用の影響は裁判の当事者以外の者へも波及する。実際「公表（パブリシティ）」のない場合には、その総てのチェックは不十分となる。公表（パブリシティ）に比べればその他の総てのチェックは取るに足りないものである。」

最後に、裁判手続の目的は、一定の限界のもとで、真実および正確な事実認定にある。勿論、適切な事実認定は刑事被告人にとってまた民事事件の当事者にとって利益である。しかし、その他の比較的緊急な利益もまたしばしば危機に晒される。誤判にらだ無実の被告人を有罪とするような場合には、真犯人を放免し社会にとっての継続的な脅威となる。また、民事事件における事実誤認は原告被告以外の者に対し負担を課すことともなり得る。裁判における事実認定手続の効果的遂行は、したがって、当事者のみならず公衆の利害にも関わることである。

裁判手続の内容の公表は正確な事実認定に奉仕する。「公開法廷は当事者が知らない重要証人の注意をひく」

賢明な法学者は次のようにいう。

「総ての人々の面前における証人の公開尋問は、私的で秘密主義の尋問に比べて真実の発見にとってにはるかに有効である。秘密主義の尋問においては、証人は公開された厳かな法廷においては証言を恥じ入るようなことも、私的にしばしば供述し得るのである。」そして我々の経験は、公表（パブリシティ）による真実発見効果に関するこれらの見解を裏付けている。

甲第 2 号証 証文

要約すれば、法廷への公衆の出席は、当該裁判手続のもつ公共的役割を著しく高めるのである。この意味において公衆のアクセスは、法廷手続それ自身にとって欠かすことのできない要素である。法廷アクセスは、従って、我々の「法による支配」において構造的な重要性を担っているのである。